第六十五条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　会社法第二百四十四条の二第五項の規定による募集新株予約権の引受けに反対する旨の通知があった場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

第八十条第二号中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十五条第二号中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第六号中「第三項」を「第二項」に改める。

第八十六条第九号中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。

第八十七条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八十九条第二号中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第九十一条第三項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第百七条第一項第三号中「、取締役及び監査役」を「取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役」に改める。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第八条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第九条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八十号中「株主の」を「株主等の」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第十条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一　再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡

二　再生債務者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　再生債務者が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社等の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第四十三条の見出し中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第一項中「事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」を「会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項ただし書中「事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第八項中「第一項に規定する事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「再生債務者の事業等の譲渡」に改める。

第百八十三条第二項中「及び第百十七条」を「、第百十七条、第百八十二条の四及び第百八十二条の五」に改める。

第百八十三条の二第一項中「及び同法第二百四条第二項」を「並びに同法第二百四条第二項及び第二百五条第二項」に改める。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に前条の規定による改正後の民事再生法第四十二条第一項第二号に掲げる行為に係る契約が締結された場合におけるその行為については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の民事再生法（次項において「旧民事再生法」という。）第百六十六条第一項の許可の申立てがされた場合におけるその申立てに係る株式の併合については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧民事再生法第百六十六条の二第二項の許可の申立てがされた場合におけるその申立てに係る募集株式（旧民事再生法第百五十四条第四項に規定する募集株式をいう。）については、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）による改正後の会社法（以下「新会社法」という。）第二百五条第二項、第二百六条の二、第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、適用しない。

（会社更生法の一部改正）

第十二条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「消却」の下に「（更生会社の発行する売渡株式等（会社法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。以下同じ。）についての株式等売渡請求（同法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第百七十四条の三及び第二百十四条の二において同じ。）に係る売渡株式等の取得、株式の」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

第四十六条の見出しを「（事業等の譲渡）」に改め、同条第一項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）」を「に係る会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この条において「事業等の譲渡」という。）」に改め、同項ただし書中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同条第二項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に、「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第四項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改め、同項第一号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、「事業」の下に「（会社法第四百六十七条第一項第二号の二に掲げる行為をする場合にあっては、同号の子会社の事業）」を加え、同項第二号中「当該譲渡」を「当該事業等の譲渡」に改め、同条第七項第二号中「譲渡」を「規定による事業等の譲渡」に改め、同条第八項中「更生会社の事業の全部の譲渡若しくは事業の重要な一部の譲渡」を「事業等の譲渡」に改め、同条第十項中「の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」を「に係る事業等の譲渡」に改める。

第六十六条第二項中「含む。）」の下に「及び第三項」を加える。

第九十九条第一項第二号中「第五十二条第一項」の下に「、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第百三条第二項」を加え、「又は第二百八十六条第一項」を「、第二百十三条の三第一項、第二百八十六条第一項又は第二百八十六条の三第一項」に改め、「不足額の」を削る。

第百六十七条第二項中「第百七十四条第六号」の下に「及び第二百十三条の二」を加える。

第百七十三条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第七号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「第二条第十二号」を「第四百条第一項」に、「委員会を」を「各委員会を」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　更生会社が更生計画認可の決定の時において監査等委員会設置会社となる場合における更生会社の取締役に関する条項　監査等委員（会社法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。第百八十三条第十号及び第二百十一条第一項において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期